

「(仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」について

1 目的

本市における「地域共生社会」を実現するために必要な基本的な考え方を整理し、官民連携による分野を問わない支援体制を整えて、福祉的支援を必要とする市民の課題解決と社会参加を推進する具体的な施策を実施していくための根拠条例として制定。

2 条例の構成内容

○条例名

(仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例

○目的

旭川市における地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する基本理念、各主体の役割、施策の基本となる事項を定め、施策の推進により、誰もが自分らしく生きがいを持ち、安心で充実した幸せな人生を送ることができる社会の実現を目指す。

○基本理念

- (1) 誰もが個性や多様性を認められ、望む形で快適に暮らせること
- (2) 誰もが様々な活動を通じて活躍の機会を得ることができること
- (3) 誰もが必要な福祉サービスを受取り、健康保持に努めることができること
- (4) 福祉的支援を必要とする市民が抱える課題を地域で解決できること

○各主体の役割

市、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者、市民の役割を定め、特に社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向けた施策の主たる担い手として明記。

○他分野との連携

福祉分野のみならず、保健、医療、市民生活、人権、教育、文化、スポーツ、経済、農業その他様々な分野の事業と連携し、基本施策を推進することを明記。

○基本施策

- ア 差別的取扱いのない環境づくり
- イ 合理的配慮の定着
- ウ 地域共生社会の理解の促進・周知啓発
- エ 包括的な相談支援体制の整備
- オ 支援を必要とする市民の把握と支援への結びつけ
- カ 福祉的支援を必要とする市民の経済活動・市民活動・趣味の活動等への参加促進
- キ 誰もが生きがいを持ち、地域社会の活性化と地域福祉の推進に寄与できる環境整備
- ク 福祉的支援を必要とする市民に必要な情報が行き届くような情報発信
- ケ 市民の心身の健康増進、介護予防、認知症予防等による健康保持
- コ 地域共生社会の実現に向けた活動への市民の参加の促進
- サ 地域が抱える福祉的課題の解決を図る地域活動の支援
- シ 福祉的支援に関わる人材育成・人材確保の促進

3 スケジュール

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 10～12月 | 市民委員会、地域まちづくり推進協議会、民生委員等の地域団体と意見交換 |
| 11月 | 社会福祉審議会に報告 |
| 11～12月 | パブリックコメント |
| 12月 | 市民説明会 |
| 令和4年2月 | 第1回定例会に条例案提出 |
| 令和4年4月 | 条例施行 |